

東海村復興推進計画

平成26年6月6日

茨城県東海村

1. 計画の区域

東海村全域

2. 計画の目標

平成23年3月11日に発生した東日本大震災において、本村では震度6弱を記録し、死者4名、重軽傷4名の人的被害が発生した。村内全域においては、約3,800戸の住宅が全壊や一部破損などの被害を受け、南台団地においては、地盤の滑動崩落、液状化により約60戸の住宅が全壊・大規模半壊する等の大きな被害を受けた。

インフラ面でも、停電、断水、ガスの停止に加え、交通網ではJR常磐線の運休が1ヶ月弱も続き、市内幹線道路を含む250路線にて被災するなどライフラインが寸断され、村民の生活に甚大な被害を受けた。村内に立地している原子力関連の事業者についても長期間停止となった事業所が多数ある。

このような中、本村の復興に向けて、本村の中核的産業を担う立地企業の体力強化に向けた支援を行うことにより、地域経済の活性化を図り、雇用機会の拡充及び安定した雇用を確保することを目標とする。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本村沿岸部において雇用機会を失われた人々をはじめとする村民に沿岸部での雇用機会を創出するため、本村の運輸業・郵便業の36%を占める中核的産業である道路貨物運送業について、新規立地企業の設備投資等を支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

① 事業の内容

本村に立地する株式会社ヤマガタと同社の100%子会社の株式会社山菱トランスポート（以下、両者を総称して「対象事業者」という。）が共同で、東海村大字照沼字渚の常陸那珂港区において、冷蔵用倉庫及び一般貨物倉庫を併設した物流センターを整備するために必要な資金を貸し付ける事業

② 貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本村の道路貨物運送業は、村内の運輸業・郵便業の従業者数において、村内第2位に位置づけられる中核的な産業である。また、本事業は道路貨物運送業の従業者数の概ね6分の1を占める対象事業者が実施するものであり、対象事業者にとって、茨城港常陸那珂港区に新たに用地を取得して行う新たな事業で、設備投資額は、対象事業者の年間の減価償却費を大きく上回っている。

したがって、本事業の実施による経済効果及び雇用効果は大きく、計画の目標に掲げた「雇用機会の拡充及び安定した雇用を確保する」ことを達成するために必要かつ有効な事業である。

③ 施行規則第2条に規定する該当事業

施行規則第2条第6号

④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社常陽銀行

⑤ 特別の措置

本事業を実施する者に対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

今回の事業は、県内の重要港湾である茨城港常陸那珂港区に入港する食品、雑貨等の貨物の一時保管、仕分けを行うための拠点として整備するものであり、北関東地域の産業活動を支える輸送拠点として貨物量の増加が期待され、雇用機会の創出に資するものである。

これらの効果は、本村の円滑かつ迅速な復興の推進と地域経済の活力の再生に大きく寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項の規定に基づき、茨城県の意見を聴取した。また、東海村、株式会社常陽銀行、対象事業者を構成員に含む東海村復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項の規定に基づく協議を行った。